

新たな組織形態について

日本経団連産業本部

	株式会社	信託	新たな組織形態(L L C等)	任意組合
所有と経営の関係	分離	分離	一致	一致
脱退	不可	原則不可	自由	自由
持分譲渡	可(譲渡制限を付すことも可)	可	構成員全員の同意が必要	構成員全員の同意が必要
意思決定・業務執行	法定の機関制度が強制	原則株式会社である信託会社(受託者)が行う	自由(定款自治)	自由(契約)
利益分配	株式数に応じ分配(株主平等)	受益権に応じて分配	自由(定款自治)	自由(契約)
課税	会社と株主の両方に課税	受益者に課税	構成員のみ課税	構成員のみ課税
責任	有限責任(出資を限度)	有限責任(信託財産を限度)	有限責任(出資を限度)	無限責任
法人格	有	無	有	無
評価	<ul style="list-style-type: none"> ・農地と農家との関係は間接的 ・配当重視 ・意思決定プロセスは法定 ・大規模な事業展開が可能 ・農家のリスクを限定 	<ul style="list-style-type: none"> ・農地と農家との関係は経済上、実質上は受益者(≠農家)に帰属 ・信託財産(農地等)の管理・処分の意思決定は受託者(信託会社)が行う ・信託手数料が発生 ・大規模な事業展開が可能 ・農家のリスクを限定 	<ul style="list-style-type: none"> ・農地と農家の関係を維持 ・自由な配分ルール ・意思決定プロセスが柔軟 ・構成員の創意工夫を助長 ・農家のリスクを限定 	<ul style="list-style-type: none"> ・農地と農家の関係を維持 ・自由な配分ルール ・意思決定プロセスが柔軟 ・構成員の創意工夫を助長 ・農家は無限の経営リスク負担

- * 現行の農地法(3条2項)では、農協以外の信託機関が、信託の引受けにより所有権、地上権、永小作権等を取得することは認められない。
- * 新たな組織形態については、2005(平成 17)年通常国会への会社法改正法案提出に向け、法制審議会において検討中。上記は一般的な考え方を示したもの。

以上